

生活困窮者自立支援制度における県域研修実施の普及・促進に向けた調査研究事業

みずほ情報総研株式会社

(報告書A4版 123頁、手引A4版 78頁、標準カリキュラムA4版 222頁)

事業目的

現在実施されている国による従事者養成研修は、一部存続する予定であるものの、原則として2019（令和元）年度限りで終了し、2020（令和2）年度以降は都道府県に委ねられることとなっている。

こうした状況を踏まえ、都道府県における県域研修の実施状況や課題等を、実態調査を通じて把握するとともに、都道府県が円滑に県域研修を実施していくために必要な方策を検討のうえ、2016（平成28）年度社会福祉推進事業により当社が開発した「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引（以下、「手引」という。）」と「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム（以下、「標準カリキュラム」という。）」の見直し等を行うことを目的として、本調査研究を実施した。

都道府県が円滑に県域研修を実施していくために必要な方策の検討に当たっては、インターネットや映像教材を活用した学習方法の普及に併せて、e-learningや映像教材の活用のある方等も含めて検討した。

事業概要

本事業は上記目的を達成するために、以下のとおり実施した。

（1）検討会の開催

調査研究の実施方針を検討し、標準的カリキュラムの効果的な活用方法や県域研修の実施体制、効果的な研修の実施方法等を含めた、望ましい研修体系や県域研修実施の普及・促進に資する内容を手引等に反映し、報告書を取りまとめるため、学識経験者や都道府県の研修企画・実務等担当で構成した検討会を設置し、4回運営した。

《検討会委員》（敬称略、五十音順）※座長

氏名	所属等
※加留部 貴行	九州大学大学院 統合新領域学府 客員准教授
近藤 勝彦	島根県 健康福祉部地域福祉課 調整監
新保 美香	明治学院大学 社会学部社会福祉学科 教授
野澤 晴彦	福井県 総合福祉相談所こども・女性支援課 企画主査
村島 克典	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課 課長

（2）都道府県における県域研修に係る実態調査

都道府県における県域研修の実施状況や、都道府県が円滑に県域研修を実施するために必要な支援等について把握するとともに、望ましい研修体系や県域研修実施の普及・促進に資する方策等を検討し、2016（平成28）年度に作成した手引並びに標準カリキュラムの見直しや都道府県における県域研修への取組事例調査対象先選定のための基礎資料として

活用することを目的に、全47都道府県の生活困窮者自立支援制度所管部署を対象としたアンケート調査を実施した。

(3) 都道府県における県域研修への取組事例調査

先駆的に県域研修に取り組んでいる都道府県における県域研修の実施状況や、都道府県が円滑に県域研修を実施するために必要な支援等について把握するとともに、望ましい研修体系や県域研修実施の普及・促進に資する方策等を検討し、2016（平成28）年度に作成した手引並びに標準カリキュラムの見直しに役立てることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

(4) 都道府県における県域研修の普及・促進に向けた方策の提言

「(2) 都道府県における県域研修に係る実態調査」、「(3) 都道府県における県域研修への取組事例調査」の調査結果を踏まえて素案を作成し、検討会での議論を経て、今後の都道府県における県域研修の普及・促進に向けた方策を取りまとめた。

なお、e-learningや映像教材の活用のあり方も含めて方策を提言した。

(5) 報告書の作成

本調査研究では、(2)～(4)の結果を取りまとめた調査研究報告書の作成とともに、調査結果を踏まえて、2016（平成28）年度に作成した手引と標準カリキュラムを改訂した。

調査研究の過程

(1) 検討会の開催

調査研究の実施方針を検討し、標準的カリキュラムの効果的な活用方法や県域研修の実施体制、効果的な研修の実施方法等を含めた、望ましい研修体系や県域研修実施の普及・促進に資する内容を手引等に反映し、報告書を取りまとめるため、検討会を計4回開催した。

《検討会開催状況》

開催日	主な議題
第1回 令和元年 7月29日（月）	<ul style="list-style-type: none">実施計画（案）の検討都道府県における県域研修に係る実態調査の実施について県域研修に関する取組状況発表
第2回 令和元年 11月18日（月）	<ul style="list-style-type: none">都道府県における県域研修に係る実態調査（アンケート調査）・都道府県における県域研修への取組事例調査（ヒアリング調査）報告都道府県における県域研修の普及・促進に向けた方策に関する意見交換
第3回 令和元年 12月17日（火）	<ul style="list-style-type: none">都道府県における県域研修の普及・促進に向けた方策について手引・報告書取りまとめ方針とスケジュールについて
第4回 令和2年 2月12日（水）	<ul style="list-style-type: none">調査研究報告書・標準カリキュラムの報告手引とりまとめ

(2) 都道府県における県域研修に係る実態調査
調査対象、調査方法等は次のとおり。

調査対象	都道府県生活困窮者自立支援制度所管部署 計47団体（悉皆）
調査方法	電子ファイル（Excel形式）によるEメールでの送付・回収
調査実施期間	令和元年8月8日～8月23日
回収数・回収率	47団体（100.0%）

(3) 都道府県における県域研修への取組事例調査

調査対象は、検討会委員として参画している3県のほか、「(2) 都道府県における県域研修に係る実態調査」の回答をもとに、①現在、県域研修を実施している、②県域研修の開始年度が2017（平成29）年以前である、③自立相談支援事業の従事者養成研修以外の研修を2種類以上実施している、④研修企画チームを立ち上げている、の4つの条件を満たす都道府県の中から、地域等を考慮のうえ選定した。調査対象、調査方法等は次のとおり。

調査方法	島根県・福井県・福島県：第1回検討会での発表 埼玉県・山口県・沖縄県：訪問ヒアリング調査
調査実施期間	島根県・福井県・福島県：令和元年7月29日 埼玉県・山口県・沖縄県：令和元年10月

《調査対象》

No	調査対象	No	調査対象
1	福島県	4	島根県
2	埼玉県	5	山口県
3	福井県	6	沖縄県

(4) 都道府県における県域研修の普及・促進に向けた方策の提言

「(2) 都道府県における県域研修に係る実態調査」、「(3) 都道府県における県域研修への取組事例調査」の調査結果を踏まえて素案を作成し、検討会での議論を経て、今後の都道府県における県域研修の普及・促進に向けた方策を取りまとめた。

なお、e-learningや映像教材の活用のあり方も含めて方策を提言した。

(5) 報告書の作成

(2)～(4)の結果を取りまとめた調査研究報告書の作成とともに、調査結果を踏まえて、2016（平成28）年度に作成した手引と標準カリキュラムを改訂した。

事業結果

都道府県における県域研修に係る実態調査並びに都道府県における県域研修への取組事例調査を踏まえ、都道府県における県域研修普及・促進に向けた方策を次のとおり提言した。

方策1

都道府県所管課担当者には、①生活困窮者自立支援制度の理念と基本姿勢を理解したうえで、法に基づく各種事業を都道府県内で推進すること、②研修の企画・立案を計画的に行うことの2つの役割がある。

方策2

研修の3要件として示されている「研修企画チームの組成」、「参加型研修の実施」、「生活困窮者自立支援制度の理念と基本姿勢を伝えること」が県域研修の促進に効果的であることが裏付けられ、現在充足していない都道府県においても、これら3要件を満たしていくことが、今後の県域研修の普及・促進に不可欠である。

方策3

研修企画チームを機能させるポイントとして、①設置要綱や委嘱等による、活動しやすくするための土台づくり、②多様な自治体・人材の参画、③人事異動を考慮したチーム編成、④目指す方向性の共有の4点が重要である。研修企画チームの活動が充実することにより、過去の研修から得られた課題やノウハウ等を引き継ぐとともに、都道府県の実情に応じた県域研修の開催につながるほか、地域づくり、県内での講師の育成、都道府県所管課担当者の負担の軽減等あらゆる面で大きな効果が期待される。

方策4

研修の内容や質を担保し、有意義な研修を実施するためには、国が実施する従事者養成研修受講者を講師やファシリテーターの担い手として育成するなど、長期的な視点で講師を確保・育成していくことが重要である。ただし、講師を担うことには相応の負担があることを考慮し、特に参加型研修のノウハウについては、本事業において作成する手引等で丁寧に説明をすることも重要である。一方で、専門的な内容や全国でも先駆的な取組をしている実践者等を都道府県において講師として招聘することは難しい場合もある。国において、適切な講師候補の紹介を行うなど、都道府県の支援を行うことも有益であると考えられる。

方策5

都道府県単位での実施が困難な内容や全国共通で実施すべき講義等については、次年度より開催予定の地域ブロック別研修等での開催テーマとしたり、国においてe-learningや映像教材を開発・提供していくこと等を通じて、都道府県による研修の普及・促進を支援していくことも1つの方策である。

上記の方策に関する提言並びに、生活困窮者自立支援法の改正を中心に関連法令や制度の改正内容を踏まえて、手引並びに標準カリキュラムについて、2016（平成28）年度に作成した内容を生かしながら、全体に直し、改訂した。

◇ 手引の改訂のポイント

- 生活困窮者自立支援法の改正内容に合わせた記述の見直し
- 都道府県研修の位置づけの違い、目的・意義の具体化
- 修了証発行要件となる都道府県研修の要件
- 都道府県主管課担当者や国研修受講者の役割明記
- 「研修企画チーム」の組成など、都道府県における体制整備の重要性
- 都道府県担当者にとって実務上参考となる記述の充実
 - ✓ 研修企画立案のスケジュール感

- ✓ 講師候補の提示
 - ✓ 参加型研修の進め方を章に格上げし、時間配分、演習の進め方、講師の問いかけ方などの内容を充実
 - ✓ 調査結果から参考となる他県の事例を掲載 等多数
 - e-learningや映像教材など多様な研修教材活用のあり方、メリット・デメリット等について記述
 - 目次の充実、重要記述のマーキングなど使い勝手を改善
- ◇ 標準カリキュラムの改訂のポイント
- 生活困窮者自立支援法の改正内容に合わせた教材の改訂
 - 改訂後の編集可能な教材ファイルを提供
(厚生労働省ポータルサイト等で提供いただき、都道府県等で事業成果を積極的に活用可能とする)

事業実施機関

みずほ情報総研株式会社
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3
TEL : 03 (5281) 5404